

2026 年度 I M P D 労働協約の対応について【報告事項】

2026 年度の労働協約（付属諸規程）改訂については、2025 年度中の評議員会において、審議決定をおこなってきましたが、その後のタイミングで、本来、改訂すべき項目の未対応内容が確認されたことから、2026 年 4 月下旬のタイミングとはなりますが、それらの項目について追加の審議決定をおこないません。

I M P D メンバーのみなさまへ HP にてご報告させていただきます。

4) エルダースタッフ労働協約比較表 【審議決定事項】

2025 年度	2026 年度	備考
賃金規程		
第 1 章 総則		
第 105 条(退職及び解雇の場合の賃金支払) 賃金計算期間の途中で退職あるいは解雇した場合は、最終勤務日までの賃金を時間給で支給する。 <u>(挿入)</u>	第 105 条(退職及び解雇の場合の賃金支払) 賃金計算期間の途中で退職あるいは解雇した場合は、最終勤務日までの賃金を時間給で支給する。 <u>②死亡退職の場合、賃金は正当受取人たる遺族と認められる者に支給する。この場合、正当受取人たる遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則第 42 条乃至第 45 条の定めるところによる。</u>	・死亡時の賃金支払い方法に関して、退職金と同様に規定

5) フェロー社員（有期）労働協約比較表 【審議決定事項】

2025 年度	2026 年度	備考
賃金規程		
第 1 章 総則		
第 105 条（退職及び解雇の場合の支払） 賃金の計算期間途中で退職（死亡退職を含む）あるいは解雇した場合は、最終勤務日までの賃金を支給する。 <u>(挿入)</u>	第 105 条（退職及び解雇の場合の支払） 賃金の計算期間途中で退職（死亡退職を含む）あるいは解雇した場合は、最終勤務日までの賃金を支給する。 <u>②死亡退職の場合、賃金は正当受取人たる遺族と認められる者に支給する。この場合、正当受取人たる遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則第 42 条乃至第 45 条の定めるところによる。</u>	・死亡時の賃金支払い方法に関して、退職金と同様に規定

6) フェロー社員（無期）労働協約比較表 【審議決定事項】

2025 年度	2026 年度	備考
賃金規程		
第 1 章 総則		
第 105 条（退職及び解雇の場合の支払） 賃金の計算期間途中で退職（死亡退職を含む）あるいは解雇した場合は、最終勤務日までの賃金を支給する。 <u>(挿入)</u>	第 105 条（退職及び解雇の場合の支払） 賃金の計算期間途中で退職（死亡退職を含む）あるいは解雇した場合は、最終勤務日までの賃金を支給する。 <u>②死亡退職の場合、賃金は正当受取人たる遺族と認められる者に支給する。この場合、正当受取人たる遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則第 42 条乃至第 45 条の定めるところによる。</u>	・死亡時の賃金支払い方法に関して、退職金と同様に規定

7) エルダーフェロー労働協約比較表 【審議決定事項】

2025 年度	2026 年度	備考
賃金規程		
第 1 章 総則		
第 105 条（退職及び解雇の場合の支払） 賃金の計算期間途中で退職（死亡退職を含む）あるいは解雇した場合は、最終勤務日までの賃金を支給する。 <u>(挿入)</u>	第 105 条（退職及び解雇の場合の支払） 賃金の計算期間途中で退職（死亡退職を含む）あるいは解雇した場合は、最終勤務日までの賃金を支給する。 <u>②死亡退職の場合、賃金は正当受取人たる遺族と認められる者に支給する。この場合、正当受取人たる遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則第 42 条乃至第 45 条の定めるところによる。</u>	・死亡時の賃金支払い方法に関して、退職金と同様に規定

今後のスケジュール

4 月 20 日（月）	支部執行委員会にて審議
4 月 21 日（火）・22 日（水）	本部執行委員会にて審議
4 月 24 日（金）	支部評議員会にて審議
5 月 11 日（月）～5 月 22 日（金）	I M P D 支部 HP にて共有